

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成23年9月14日	
【会社名】	株式会社セルシード	
【英訳名】	CellSeed Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 幸雄	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区若松町33番8号	
【電話番号】	03-5286-6231	
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区若松町33番8号	
【電話番号】	03-5286-6231	
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	
【届出の対象とした募集金額】	(第4回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	694,400円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	200,694,400円
	(第5回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	694,400円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	200,694,400円
	(第6回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	694,400円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	200,694,400円
	(第7回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	694,400円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	200,694,400円
	(第8回新株予約権)	
	その他の者に対する割当	694,400円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	200,694,400円
	(第4回乃至第8回の合計)	
	その他の者に対する割当	3,472,000円
	発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	1,003,472,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われ  
ない場合及び当社が新株予約権を消却した  
場合には、発行価額の総額に新株予約権の  
行使に際して払込むべき金額の合計額を合  
算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	4個
発行価額の総額	金694,400円
発行価格	金173,600円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月4日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事・総務部 東京都新宿区若松町33番8号
払込期日	平成23年10月4日(火)
割当日	平成23年10月4日(火)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成23年9月14日(水)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第5回乃至第8回新株予約権を以下総称して又は個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間（それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）に株価が下落し、修正後行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。）が当初行使価額（発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%に相当する1,340.3円）を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の翌銀行営業日から（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正される（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%に相当する824.8円である（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）。</p> <p>割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,065,000株（発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%となっており、これを超えて行使されることはない（別記（注）2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照））。</p> <p>割当株式数の下限 本件新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本件新株予約権が上限行使価額（発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%に相当する2,062円）（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照）で行使されたものとして算定すると、484,965株となる。</p> <p>資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である824.8円で行使された場合、調達金額の総額は881,884,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>資金調達額の上限 資金調達額の上限については、本件新株予約権が全て行使された場合、調達金額の総額は1,003,472,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている（別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。</p>
---	--

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,340.3円とする。ただし、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成23年10月5日以降、平成25年10月4日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定(以下に定義する。)を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(修正開始日行使価額算定期間(本項第(2)号に定義する。)の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額(なお、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、824.8円である。)及び行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正され、上記及びに従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が824.8円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,062円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--



	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p>
--	--

	<p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	--

	<p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金200,694,400円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1 平成23年10月5日から平成26年10月3日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成26年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社セルシード 人事・総務部</li><li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li><li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>5 新株予約権の行使請求及び払込の方法<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成25年10月4日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(2) 平成25年10月5日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号及び第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。</li></ol></li></ol>
------------------------------	---

- (5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li><li>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。 (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。 (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。 (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</li><li>3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。 (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</li><li>4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</li></ol>
-------------	--

	<p>5 (1) 以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>( ) 当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>( ) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>( ) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成25年10月4日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成25年10月4日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>



	<p>4 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが516円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>5 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p> <p>6 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを医薬品として用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、このような用途で使用される細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しており、研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートの販売承認を欧州で取得してその事業化を実現させることが最優先課題です。また並行して、角膜再生上皮シートの米国展開と現在臨床研究が進んでいる心筋再生パッチを始めとする残り4つの開発候補品についても研究開発を推進しております。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである「温度応答性細胞培養器材」とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援することを目指す「再生医療支援事業」です。現在、売上高の増加を図るべく、これまで構築した国内外の販売代理店網を通じた販促活動の強化や商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。

両事業ともまだ先行投資段階にあり、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において当社が公表している事業計画では平成25年12月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る見込みとなっております。このような財務状況を踏まえて、当社は、以下のような財務運営方針に基づいて事業計画を立てることとしております。

事業計画の遂行に必要な資金については手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資(経費)をコントロールすることを基本方針とする

一方で、現在当社は先行投資段階にあることから常にある程度の手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭に置き、上記の基本方針に沿った事業計画を着実かつ安定的に遂行するとともに、当社企業価値のさらなる向上を目指して当初計画よりも大きな先行投資(経費)を投下することができるよう、上記における獲得資金の増額やその他の手段によって必要資金の手当てを適宜進める

さて、当社は、角膜再生上皮シートに関する欧州薬事許認可(販売承認)申請を当初平成22年12月期に提出する計画としておりましたが、それまでの製造関連準備の遅れ等の準備作業進捗状況を総合的に踏まえて、平成22年11月12日付「マイルストーン開示に係る事業計画の修正について」において当該申請の提出時期を平成23年12月期に変更いたしました。

これに伴って、角膜再生上皮シート関連の研究開発費の一部の計上が平成22年12月期から平成23年12月期に変更となり、また人道的使用制度(他に治療法がない重篤な疾患に対して薬事審査当局が人道的見地から一定の条件の下に販売承認前の製品の使用を認めるという欧州主要国の薬事制度)の活用による角膜再生上皮シート提供の開始も同様に平成22年12月期から平成23年12月期に遅れる見込みとなりました。さらに、欧州薬事許認可申請提出後に本格的に取り組むこととしていた米国展開の全体スケジュールにつきましても、やはり1期遅らせることとなりました。

以上の変更を踏まえ、当社は、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において、上記の財務運営方針における基本方針に則り、研究開発をはじめとする先行投資の圧縮や繰り延べによって経費を必要最小限に抑制することを前提とした修正事業計画を公表いたしました。

一方で、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当社は、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためには、より多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に上記の事業計画を公表した後より、上記の財務運営方針

におけるの方針で述べた必要資金の手当てを進めるべく、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。

このうち事業提携に伴う契約一時金収入について、当社は、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結することに成功し、これらの契約によって、当初計画していた1億円を大きく上回る総額1,000万米ドル(約7.5~8.5億円に相当)の契約一時金を獲得できることとなりました。

さらに、当社は、この修正事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくための資金調達を目的として、今般、本(注)1(3)本件新株予約権を選択した理由に記載した理由に基づき、本件新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 本件新株予約権の商品性

本件新株予約権には主に以下の特徴があります。

本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

- ・ 本件新株予約権は全5回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- ・ 本件新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は2億円、全5回号合計で10億円です。
- ・ 下記に記載の行使価額の修正によって、本件新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。ただし、当社は、本件新株予約権の行使により交付される株式数の累計が1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数の20.0%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)。これにより、本件新株予約権の行使による調達可能金額が10億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかります。
- ・ 本件新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- ・ 本件新株予約権全5回号の行使価額は当初1,340.3円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- ・ 当社は、本件新株予約権の割当日の翌日以降約2年間、行使価額の修正開始決定日の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は824.8円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%)、上限行使価額は2,062円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%)です。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。
- ・ 割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(2)が満たされている限り、権利行使最終期日(平成26年10月3日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・ なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明

しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。

- 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
- 2 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回らないこと、2) 当社が本件新株予約権の取得を行わないこと及び3) 当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価が下限行使価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）。
- ・行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

本件新株予約権の取得（コールオプション）

- ・当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本件新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

### (3) 本件新株予約権を選択した理由

本（注）1(1) 資金調達の主な目的に記載の通り、当社は、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためにはより多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に当該事業計画を公表した後より、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。このうち外部資金調達手法については、細胞シート再生医療事業、再生医療支援事業ともにまだ先行投資を行っている段階にあることに鑑みて、収益から返済する負債性資金（借入金など）よりも資本金の調達が適していると考えました。このような考え方に基づき、初期段階においては公募増資と、提携候補先企業への第三者割当増資を有力な選択肢として検討を行い、さらに平成23年2月に野村證券株式会社より提案を受けた本件新株予約権も選択肢の一つに加えて検討を進めました。

これらの調達手法を検討している中、当社は、以下の事項を勘案し、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減し得るエクイティ・ファイナンス手法を選択することが望ましいと判断しました。

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖大地震をきっかけとして、原発問題や電力不足問題等が日本経済全体や企業業績へ与える影響が懸念され、株式市場は落ち着きを取戻しつつあるとはいえ、投資家のリスク許容度が平時と比べ減退していると考えられること、また、最近の米欧の財政不安や景気減速懸念により一時は世界的に株安が進んだことから、そうした局面で公募増資を実施すると、当社株価に相当な影響が生じる可能性があると考えられること。
- ・提携候補先企業への第三者割当増資については、長期保有を目的とする投資家との間でエクイティ・ファイナンスを行う場合に要する作業に加えて当該提携候補先企業との業務提携に係る交渉等を要するため、実施までに相当な時間を要すると考えられること。
- ・当社株価は昨年3月の株式公開後軟調に推移し、一時は公募価格を大きく下回る局面が続いたにも関わらず、なお当社株式を継続保有して当社をご支援下さった株主が多く存在することを勘案すると、エクイティ・ファイナンスの実施にあたっては、株価への影響をできる限り軽減し得る手法を選択し、かかる株主に対して十分な配慮を行うべきであると判断したこと。

こうした経緯に基づき、本件新株予約権の本格的な検討を進めました。その結果、当社は、以下に示す本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、「株価へ下落圧力を回避し、既存株主の利益に配慮しながら必要資金を調達したい」という当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本件新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

#### 株価への影響の軽減

当社は、当社の判断によって、本件新株予約権の回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。かかる行使価額の修正開始決定に基づき、当社株式動向や市場環境等に応じて、その時点で当社が適切と考えられる金額の範囲内での本件新株予約権の行使促進を機動的に図ることができる仕組みとなっており、当社株式動向や市場環境等を見て株式需給の急速な悪化を回避しながら資金調達を進めることができると考えております。

また、行使価額の修正開始が決定されると、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性

行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、以後行使価額が定期的に修正される仕組みとなっております。従って、行使が複数回に分けて行われるとともに行使価額が分散されることが期待できるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避しやすくなります。

さらに、本件新株予約権には、行使価額の修正開始後、株価終値が5取引日連続して下限行使価額を下回って推移した場合には行使価額が当初行使価額に再修正されるという仕組み(以下「リセット条項」という。)が備わっており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の株式売却行動を抑制することができます。

これらの仕組みを設けることにより、株価への影響の軽減が期待されるものと考えております。

#### 過度な希薄化の抑制

本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間に記載のとおり、行使価額の修正開始後の株価の下落に伴って行使価額が下方修正されると、交付株式数が増加して希薄化が進行する可能性があります。リセット条項を付与するとともに、本件新株予約権の行使によって交付されることとなる累計株式数の上限を1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%)に設定いたしますので、本件新株予約権の行使による過度の希薄化に歯止めがかかる設計となっております。一方で、株価の上昇局面においては、希薄化の抑制と本件新株予約権の円滑な行使が期待されます。こうした措置により、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能となります。

<当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策>

新株予約権の特性上、新株予約権者が行使しなければ当社が期待する払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が予定される払込金額総額を下回る可能性があります。ただし、本件新株予約権については、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、行使価額の修正開始の決定がなされるとそれ以降行使価額が定期的に時価の90%に修正され、また割当予定先が一旦行使を表明した本件新株予約権は一定の条件が満たされている限り権利行使最終期日までに全て行使されることとなっております。したがって、本件新株予約権を行使して取得した株式を直ちに投資家へ又は市場で売却することによって収益を確保すべく、積極的な行使が期待されます。

上記の新株予約権の特性に加え、本件新株予約権には下限行使価額及びリセット条項が付されており、さらに本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限が1,065,000株に設定されます。このため、特に株価の下落局面においては本件新株予約権の行使が期待し難くなり、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、これらは、上記及びに記載のとおり、既存株主の利益保護の観点からの株価への影響の軽減及び過度な希薄化の抑制を企図して設けられたものです。

(他の資金調達方法と比較した場合の本件新株予約権の特徴)

公募増資により一度に全株を発行する場合は、一時に資金を調達できる反面で1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本件新株予約権においては、当社株式の価格・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があるものの、上記に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待されます。また、上記に記載のとおり、当社の株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、10,650個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。



当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である長谷川幸雄及び当社社外取締役である岡野光夫は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。

- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式

を交付する。

7 1単元の株式の数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	4個
発行価額の総額	金694,400円
発行価格	金173,600円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月4日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事・総務部 東京都新宿区若松町33番8号
払込期日	平成23年10月4日(火)
割当日	平成23年10月4日(火)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成23年9月14日(水)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第4回及び第6回乃至第8回新株予約権を以下総称して又は個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%に相当する1,340.3円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%に相当する824.8円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。</p> <p>割当株式数の下限 本件新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本件新株予約権が上限行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%に相当する2,062円)(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)で行使されたものとして算定すると、484,965株となる。</p> <p>資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である824.8円で行使された場合、調達金額の総額は881,884,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>資金調達額の上限 資金調達額の上限については、本件新株予約権が全て行使された場合、調達金額の総額は1,003,472,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
---	---

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,340.3円とする。ただし、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成23年10月5日以降、平成25年10月4日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定(以下に定義する。)を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(修正開始日行使価額算定期間(本項第(2)号に定義する。)の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額(なお、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、824.8円である。)及び行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正され、上記及びに従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が824.8円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,062円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)



	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p>
--	--

	<p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	--

	<p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金200,694,400円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1 平成23年10月5日から平成26年10月3日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成26年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社セルシード 人事・総務部</li><li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li><li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>5 新株予約権の行使請求及び払込の方法<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成25年10月4日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(2) 平成25年10月5日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号及び第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。</li></ol></li></ol>
------------------------------	---

- (5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li><li>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。 (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。 (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。 (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</li><li>3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。 (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</li><li>4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</li></ol>
-------------	--



	<p>5 (1) 以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>( ) 当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>( ) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>( ) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成25年10月4日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成25年10月4日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	<p>4 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが516円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>5 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p> <p>6 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを医薬品として用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、このような用途で使用される細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しており、研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートの販売承認を欧州で取得してその事業化を実現させることが最優先課題です。また並行して、角膜再生上皮シートの米国展開と現在臨床研究が進んでいる心筋再生パッチを始めとする残り4つの開発候補品についても研究開発を推進しております。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである「温度応答性細胞培養器材」とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援することを目指す「再生医療支援事業」です。現在、売上高の増加を図るべく、これまで構築した国内外の販売代理店網を通じた販促活動の強化や商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。

両事業ともまだ先行投資段階にあり、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において当社が公表している事業計画では平成25年12月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る見込みとなっております。このような財務状況を踏まえて、当社は、以下のような財務運営方針に基づいて事業計画を立てることとしております。

事業計画の遂行に必要な資金については手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資（経費）をコントロールすることを基本方針とする

一方で、現在当社は先行投資段階にあることから常にある程度の手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭に置き、上記の基本方針に沿った事業計画を着実かつ安定的に遂行するとともに、当社企業価値のさらなる向上を目指して当初計画よりも大きな先行投資（経費）を投下することができるよう、上記における獲得資金の増額やその他の手段によって必要資金の手当てを適宜進める

さて、当社は、角膜再生上皮シートに関する欧州薬事許認可（販売承認）申請を当初平成22年12月期に提出する計画としておりましたが、それまでの製造関連準備の遅れ等の準備作業進捗状況を総合的に踏まえて、平成22年11月12日付「マイルストーン開示に係る事業計画の修正について」において当該申請の提出時期を平成23年12月期に変更いたしました。

これに伴って、角膜再生上皮シート関連の研究開発費の一部の計上が平成22年12月期から平成23年12月期に変更となり、また人道的使用制度（他に治療法がない重篤な疾患に対して薬事審査当局が人道的見地から一定の条件の下に販売承認前の製品の使用を認めるという欧州主要国の薬事制度）の活用による角膜再生上皮シート提供の開始も同様に平成22年12月期から平成23年12月期に遅れる見込みとなりました。さらに、欧州薬事許認可申請提出後に本格的に取り組むこととしていた米国展開の全体スケジュールにつきましても、やはり1期遅らせることとなりました。

以上の変更を踏まえ、当社は、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において、上記の財務運営方針における基本方針に則り、研究開発をはじめとする先行投資の圧縮や繰り延べによって経費を必要最小限に抑制することを前提とした修正事業計画を公表いたしました。

一方で、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当社は、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためには、より多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に上記の事業計画を公表した後より、上記の財務運営方針

におけるの方針で述べた必要資金の手当てを進めるべく、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。

このうち事業提携に伴う契約一時金収入について、当社は、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結することに成功し、これらの契約によって、当初計画していた1億円を大きく上回る総額1,000万米ドル(約7.5~8.5億円に相当)の契約一時金を獲得できることとなりました。

さらに、当社は、この修正事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくための資金調達を目的として、今般、本(注)1(3)本件新株予約権を選択した理由に記載した理由に基づき、本件新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 本件新株予約権の商品性

本件新株予約権には主に以下の特徴があります。

本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

- ・ 本件新株予約権は全5回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- ・ 本件新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は2億円、全5回号合計で10億円です。
- ・ 下記に記載の行使価額の修正によって、本件新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。ただし、当社は、本件新株予約権の行使により交付される株式数の累計が1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数の20.0%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)。これにより、本件新株予約権の行使による調達可能金額が10億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかります。
- ・ 本件新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- ・ 本件新株予約権全5回号の行使価額は当初1,340.3円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- ・ 当社は、本件新株予約権の割当日の翌日以降約2年間、行使価額の修正開始決定日の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は824.8円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%)、上限行使価額は2,062円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%)です。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。
- ・ 割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(2)が満たされている限り、権利行使最終期日(平成26年10月3日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・ なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明

しなかつた新株予約権については、以降行使することができなくなります。

- 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
- 2 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回らないこと、2) 当社が本件新株予約権の取得を行わないこと及び3) 当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価が下限行使価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）。
- ・行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

本件新株予約権の取得（コールオプション）

- ・当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本件新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

### (3) 本件新株予約権を選択した理由

本（注）1(1) 資金調達の主な目的に記載の通り、当社は、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためにはより多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に当該事業計画を公表した後より、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。このうち外部資金調達手法については、細胞シート再生医療事業、再生医療支援事業ともまだ先行投資を行っている段階にあることに鑑みて、収益から返済する負債性資金（借入金など）よりも資本金の調達が適していると考えました。このような考え方に基づき、初期段階においては公募増資と、提携候補先企業への第三者割当増資を有力な選択肢として検討を行い、さらに平成23年2月に野村證券株式会社より提案を受けた本件新株予約権も選択肢の一つに加えて検討を進めました。

これらの調達手法を検討している中、当社は、以下の事項を勘案し、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減し得るエクイティ・ファイナンス手法を選択することが望ましいと判断しました。

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖大地震をきっかけとして、原発問題や電力不足問題等が日本経済全体や企業業績へ与える影響が懸念され、株式市場は落ち着きを取戻しつつあるとはいえ、投資家のリスク許容度が平時と比べ減退していると考えられること、また、最近の米欧の財政不安や景気減速懸念により一時は世界的に株安が進んだことから、そうした局面で公募増資を実施すると、当社株価に相当な影響が生じる可能性があると考えられること。
- ・提携候補先企業への第三者割当増資については、長期保有を目的とする投資家との間でエクイティ・ファイナンスを行う場合に要する作業に加えて当該提携候補先企業との業務提携に係る交渉等を要するため、実施までに相当な時間を要すると考えられること。
- ・当社株価は昨年3月の株式公開後軟調に推移し、一時は公募価格を大きく下回る局面が続いたにも関わらず、なお当社株式を継続保有して当社をご支援下さった株主が多く存在することを勘案すると、エクイティ・ファイナンスの実施にあたっては、株価への影響をできる限り軽減し得る手法を選択し、かかる株主に対して十分な配慮を行うべきであると判断したこと。

こうした経緯に基づき、本件新株予約権の本格的な検討を進めました。その結果、当社は、以下に示す本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、「株価へ下落圧力を回避し、既存株主の利益に配慮しながら必要資金を調達したい」という当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本件新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

#### 株価への影響の軽減

当社は、当社の判断によって、本件新株予約権の回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。かかる行使価額の修正開始決定に基づき、当社株式動向や市場環境等に応じて、その時点で当社が適切と考えられる金額の範囲内での本件新株予約権の行使促進を機動的に図ることができる仕組みとなっており、当社株式動向や市場環境等を見て株式需給の急速な悪化を回避しながら資金調達を進めることができると考えております。

また、行使価額の修正開始が決定されると、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性

行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、以後行使価額が定期的に修正される仕組みとなっております。従って、行使が複数回に分けて行われるとともに行使価額が分散されることが期待できるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避しやすくなります。

さらに、本件新株予約権には、行使価額の修正開始後、株価終値が5取引日連続して下限行使価額を下回って推移した場合には行使価額が当初行使価額に再修正されるという仕組み(以下「リセット条項」という。)が備わっており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の株式売却行動を抑制することができます。

これらの仕組みを設けることにより、株価への影響の軽減が期待されるものと考えております。

#### 過度な希薄化の抑制

本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間に記載のとおり、行使価額の修正開始後の株価の下落に伴って行使価額が下方修正されると、交付株式数が増加して希薄化が進行する可能性があります。リセット条項を付与するとともに、本件新株予約権の行使によって交付されることとなる累計株式数の上限を1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%)に設定いたしますので、本件新株予約権の行使による過度の希薄化に歯止めがかかる設計となっております。一方で、株価の上昇局面においては、希薄化の抑制と本件新株予約権の円滑な行使が期待されます。こうした措置により、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能となります。

<当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策>

新株予約権の特性上、新株予約権者が行使しなければ当社が期待する払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が予定される払込金額総額を下回る可能性があります。ただし、本件新株予約権については、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、行使価額の修正開始の決定がなされるとそれ以降行使価額が定期的に時価の90%に修正され、また割当予定先が一旦行使を表明した本件新株予約権は一定の条件が満たされている限り権利行使最終期日までに全て行使されることとなっております。したがって、本件新株予約権を行使して取得した株式を直ちに投資家へ又は市場で売却することによって収益を確保すべく、積極的な行使が期待されます。



上記の新株予約権の特性に加え、本件新株予約権には下限行使価額及びリセット条項が付されており、さらに本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限が1,065,000株に設定されます。このため、特に株価の下落局面においては本件新株予約権の行使が期待し難くなり、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、これらは、上記及びに記載のとおり、既存株主の利益保護の観点からの株価への影響の軽減及び過度な希薄化の抑制を企図して設けられたものです。

(他の資金調達方法と比較した場合の本件新株予約権の特徴)

公募増資により一度に全株を発行する場合は、一時に資金を調達できる反面で1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本件新株予約権においては、当社株式の価格・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があるものの、上記に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待されます。また、上記に記載のとおり、当社の株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、10,650個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である長谷川幸雄及び当社社外取締役である岡野光夫は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。

- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式

を交付する。

## 7 1単元の株式の数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 3【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	4個
発行価額の総額	金694,400円
発行価格	金173,600円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月4日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事・総務部 東京都新宿区若松町33番8号
払込期日	平成23年10月4日(火)
割当日	平成23年10月4日(火)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成23年9月14日(水)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第4回、第5回、第7回及び第8回新株予約権を以下総称して又は個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%に相当する1,340.3円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%に相当する824.8円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。</p> <p>割当株式数の下限 本件新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本件新株予約権が上限行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%に相当する2,062円)(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)で行使されたものとして算定すると、484,965株となる。</p> <p>資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である824.8円で行使された場合、調達金額の総額は881,884,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>資金調達額の上限 資金調達額の上限については、本件新株予約権が全て行使された場合、調達金額の総額は1,003,472,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
---	---

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式          単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,340.3円とする。ただし、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成23年10月5日以降、平成25年10月4日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定(以下に定義する。)を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(修正開始日行使価額算定期間(本項第(2)号に定義する。)の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額(なお、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、824.8円である。)及び行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正され、上記及びに従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。



ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が824.8円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,062円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等の中の最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p>
--	--

	<p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	--

	<p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金200,694,400円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1 平成23年10月5日から平成26年10月3日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成26年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社セルシード 人事・総務部</li><li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li><li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>5 新株予約権の行使請求及び払込の方法<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成25年10月4日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(2) 平成25年10月5日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号及び第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。</li></ol></li></ol>
------------------------------	---

- (5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。



新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li><li>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。 (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。 (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。 (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</li><li>3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。 (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</li><li>4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</li></ol>
-------------	--

	<p>5 (1) 以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>( ) 当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>( ) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>( ) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成25年10月4日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成25年10月4日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	<p>4 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが516円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>5 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p> <p>6 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを医薬品として用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、このような用途で使用される細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しており、研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートの販売承認を欧州で取得してその事業化を実現させることが最優先課題です。また並行して、角膜再生上皮シートの米国展開と現在臨床研究が進んでいる心筋再生パッチを始めとする残り4つの開発候補品についても研究開発を推進しております。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである「温度応答性細胞培養器材」とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援することを目指す「再生医療支援事業」です。現在、売上高の増加を図るべく、これまで構築した国内外の販売代理店網を通じた販促活動の強化や商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。

両事業ともまだ先行投資段階にあり、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において当社が公表している事業計画では平成25年12月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る見込みとなっております。このような財務状況を踏まえて、当社は、以下のような財務運営方針に基づいて事業計画を立てることとしております。

事業計画の遂行に必要な資金については手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資（経費）をコントロールすることを基本方針とする

一方で、現在当社は先行投資段階にあることから常にある程度の手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭に置き、上記の基本方針に沿った事業計画を着実かつ安定的に遂行するとともに、当社企業価値のさらなる向上を目指して当初計画よりも大きな先行投資（経費）を投下することができるよう、上記における獲得資金の増額やその他の手段によって必要資金の手当てを適宜進める

さて、当社は、角膜再生上皮シートに関する欧州薬事許認可（販売承認）申請を当初平成22年12月期に提出する計画としておりましたが、それまでの製造関連準備の遅れ等の準備作業進捗状況を総合的に踏まえて、平成22年11月12日付「マイルストーン開示に係る事業計画の修正について」において当該申請の提出時期を平成23年12月期に変更いたしました。

これに伴って、角膜再生上皮シート関連の研究開発費の一部の計上が平成22年12月期から平成23年12月期に変更となり、また人道的使用制度（他に治療法がない重篤な疾患に対して薬事審査当局が人道的見地から一定の条件の下に販売承認前の製品の使用を認めるという欧州主要国の薬事制度）の活用による角膜再生上皮シート提供の開始も同様に平成22年12月期から平成23年12月期に遅れる見込みとなりました。さらに、欧州薬事許認可申請提出後に本格的に取り組むこととしていた米国展開の全体スケジュールにつきましても、やはり1期遅らせることとなりました。

以上の変更を踏まえ、当社は、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において、上記の財務運営方針における基本方針に則り、研究開発をはじめとする先行投資の圧縮や繰り延べによって経費を必要最小限に抑制することを前提とした修正事業計画を公表いたしました。

一方で、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当社は、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためには、より多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に上記の事業計画を公表した後より、上記の財務運営方針

におけるの方針で述べた必要資金の手当てを進めるべく、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。

このうち事業提携に伴う契約一時金収入について、当社は、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結することに成功し、これらの契約によって、当初計画していた1億円を大きく上回る総額1,000万米ドル(約7.5~8.5億円に相当)の契約一時金を獲得できることとなりました。

さらに、当社は、この修正事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくための資金調達を目的として、今般、本(注)1(3)本件新株予約権を選択した理由に記載した理由に基づき、本件新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 本件新株予約権の商品性

本件新株予約権には主に以下の特徴があります。

本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

- ・ 本件新株予約権は全5回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- ・ 本件新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は2億円、全5回号合計で10億円です。
- ・ 下記に記載の行使価額の修正によって、本件新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。ただし、当社は、本件新株予約権の行使により交付される株式数の累計が1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数の20.0%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)。これにより、本件新株予約権の行使による調達可能金額が10億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかります。
- ・ 本件新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- ・ 本件新株予約権全5回号の行使価額は当初1,340.3円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- ・ 当社は、本件新株予約権の割当日の翌日以降約2年間、行使価額の修正開始決定日の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は824.8円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%)、上限行使価額は2,062円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%)です。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。
- ・ 割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(2)が満たされている限り、権利行使最終期日(平成26年10月3日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・ なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明

しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。

- 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
- 2 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回らないこと、2) 当社が本件新株予約権の取得を行わないこと及び3) 当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価が下限行使価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）。
- ・行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

本件新株予約権の取得（コールオプション）

- ・当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本件新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

### (3) 本件新株予約権を選択した理由

本（注）1(1) 資金調達の主な目的に記載の通り、当社は、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためにはより多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に当該事業計画を公表した後より、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。このうち外部資金調達手法については、細胞シート再生医療事業、再生医療支援事業ともにまだ先行投資を行っている段階にあることに鑑みて、収益から返済する負債性資金（借入金など）よりも資本金の調達が適していると考えました。このような考え方に基づき、初期段階においては公募増資と、提携候補先企業への第三者割当増資を有力な選択肢として検討を行い、さらに平成23年2月に野村證券株式会社より提案を受けた本件新株予約権も選択肢の一つに加えて検討を進めました。

これらの調達手法を検討している中、当社は、以下の事項を勘案し、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減し得るエクイティ・ファイナンス手法を選択することが望ましいと判断しました。

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖大地震をきっかけとして、原発問題や電力不足問題等が日本経済全体や企業業績へ与える影響が懸念され、株式市場は落ち着きを取戻しつつあるとはいえ、投資家のリスク許容度が平時と比べ減退していると考えられること、また、最近の米欧の財政不安や景気減速懸念により一時は世界的に株安が進んだことから、そうした局面で公募増資を実施すると、当社株価に相当な影響が生じる可能性があると考えられること。
- ・提携候補先企業への第三者割当増資については、長期保有を目的とする投資家との間でエクイティ・ファイナンスを行う場合に要する作業に加えて当該提携候補先企業との業務提携に係る交渉等を要するため、実施までに相当な時間を要すると考えられること。
- ・当社株価は昨年3月の株式公開後軟調に推移し、一時は公募価格を大きく下回る局面が続いたにも関わらず、なお当社株式を継続保有して当社をご支援下さった株主が多く存在することを勘案すると、エクイティ・ファイナンスの実施にあたっては、株価への影響をできる限り軽減し得る手法を選択し、かかる株主に対して十分な配慮を行うべきであると判断したこと。



こうした経緯に基づき、本件新株予約権の本格的な検討を進めました。その結果、当社は、以下に示す本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、「株価へ下落圧力を回避し、既存株主の利益に配慮しながら必要資金を調達したい」という当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本件新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

#### 株価への影響の軽減

当社は、当社の判断によって、本件新株予約権の回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。かかる行使価額の修正開始決定に基づき、当社株式動向や市場環境等に応じて、その時点で当社が適切と考えられる金額の範囲内での本件新株予約権の行使促進を機動的に図ることができる仕組みとなっており、当社株式動向や市場環境等を見て株式需給の急速な悪化を回避しながら資金調達を進めることができると考えております。

また、行使価額の修正開始が決定されると、本(注)1(2) 本件新株予約権の商品性

行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、以後行使価額が定期的に修正される仕組みとなっております。従って、行使が複数回に分けて行われるとともに行使価額が分散されることが期待できるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避しやすくなります。

さらに、本件新株予約権には、行使価額の修正開始後、株価終値が5取引日連続して下限行使価額を下回って推移した場合には行使価額が当初行使価額に再修正されるという仕組み(以下「リセット条項」という。)が備わっており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の株式売却行動を抑制することができます。

これらの仕組みを設けることにより、株価への影響の軽減が期待されるものと考えております。

#### 過度な希薄化の抑制

本(注)1(2) 本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間に記載のとおり、行使価額の修正開始後の株価の下落に伴って行使価額が下方修正されると、交付株式数が増加して希薄化が進行する可能性があります。リセット条項を付与するとともに、本件新株予約権の行使によって交付されることとなる累計株式数の上限を1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%)に設定いたしますので、本件新株予約権の行使による過度の希薄化に歯止めがかかる設計となっております。一方で、株価の上昇局面においては、希薄化の抑制と本件新株予約権の円滑な行使が期待されます。こうした措置により、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能となります。

<当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策>

新株予約権の特性上、新株予約権者が行使しなければ当社が期待する払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が予定される払込金額総額を下回る可能性があります。ただし、本件新株予約権については、本(注)1(2) 本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、行使価額の修正開始の決定がなされるとそれ以降行使価額が定期的に時価の90%に修正され、また割当予定先が一旦行使を表明した本件新株予約権は一定の条件が満たされている限り権利行使最終期日までに全て行使されることとなっております。したがって、本件新株予約権を行使して取得した株式を直ちに投資家へ又は市場で売却することによって収益を確保すべく、積極的な行使が期待されます。

上記の新株予約権の特性に加え、本件新株予約権には下限行使価額及びリセット条項が付されており、さらに本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限が1,065,000株に設定されます。このため、特に株価の下落局面においては本件新株予約権の行使が期待し難くなり、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、これらは、上記及びに記載のとおり、既存株主の利益保護の観点からの株価への影響の軽減及び過度な希薄化の抑制を企図して設けられたものです。

（他の資金調達方法と比較した場合の本件新株予約権の特徴）

公募増資により一度に全株を発行する場合は、一時に資金を調達できる反面で1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本件新株予約権においては、当社株式の価格・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があるものの、上記に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待されます。また、上記に記載のとおり、当社の株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

## 2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

### (1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び当社普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、10,650個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。（以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。）

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得（残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。）の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である長谷川幸雄及び当社社外取締役である岡野光夫は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。

- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式

を交付する。

## 7 1単元の株式の数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 4【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	4個
発行価額の総額	金694,400円
発行価格	金173,600円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月4日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事・総務部 東京都新宿区若松町33番8号
払込期日	平成23年10月4日(火)
割当日	平成23年10月4日(火)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成23年9月14日(水)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第4回乃至第6回及び第8回新株予約権を以下総称して又は個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%に相当する1,340.3円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%に相当する824.8円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。</p> <p>割当株式数の下限 本件新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本件新株予約権が上限行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%に相当する2,062円)(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)で行使されたものとして算定すると、484,965株となる。</p> <p>資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である824.8円で行使された場合、調達金額の総額は881,884,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>資金調達額の上限 資金調達額の上限については、本件新株予約権が全て行使された場合、調達金額の総額は1,003,472,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
---	---

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,340.3円とする。ただし、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>



### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成23年10月5日以降、平成25年10月4日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定(以下に定義する。)を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(修正開始日行使価額算定期間(本項第(2)号に定義する。)の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額(なお、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、824.8円である。)及び行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正され、上記及びに従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が824.8円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,062円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p>
--	---

	<p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( )（本項第(2)号においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。）。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	--

	<p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金200,694,400円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1 平成23年10月5日から平成26年10月3日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成26年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社セルシード 人事・総務部</li><li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li><li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>5 新株予約権の行使請求及び払込の方法<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成25年10月4日まで（当日を含む。）に、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(2) 平成25年10月5日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで（当日を含む。）に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額（以下「修正前行使価額」という。）に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで（当日を含む。）に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求（以下「包括行使請求」という。）の手続きを、本項第(6)号及び第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。</li></ol></li></ol>
------------------------------	---



- (5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に依りて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li><li>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。 (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。 (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。 (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</li><li>3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。 (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</li><li>4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</li></ol>
-------------	--

	<p>5 (1) 以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>( ) 当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>( ) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>( ) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成25年10月4日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成25年10月4日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	<p>4 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが516円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>5 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p> <p>6 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを医薬品として用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、このような用途で 사용되는細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しており、研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートの販売承認を欧州で取得してその事業化を実現させることが最優先課題です。また並行して、角膜再生上皮シートの米国展開と現在臨床研究が進んでいる心筋再生パッチを始めとする残り4つの開発候補品についても研究開発を推進しております。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである「温度応答性細胞培養器材」とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援することを目指す「再生医療支援事業」です。現在、売上高の増加を図るべく、これまで構築した国内外の販売代理店網を通じた販促活動の強化や商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。

両事業ともまだ先行投資段階にあり、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において当社が公表している事業計画では平成25年12月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る見込みとなっております。このような財務状況を踏まえて、当社は、以下のような財務運営方針に基づいて事業計画を立てることとしております。

事業計画の遂行に必要な資金については手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資(経費)をコントロールすることを基本方針とする

一方で、現在当社は先行投資段階にあることから常にある程度の手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭に置き、上記の基本方針に沿った事業計画を着実かつ安定的に遂行するとともに、当社企業価値のさらなる向上を目指して当初計画よりも大きな先行投資(経費)を投下することができるよう、上記における獲得資金の増額やその他の手段によって必要資金の手当てを適宜進める

さて、当社は、角膜再生上皮シートに関する欧州薬事許認可(販売承認)申請を当初平成22年12月期に提出する計画としておりましたが、それまでの製造関連準備の遅れ等の準備作業進捗状況を総合的に踏まえて、平成22年11月12日付「マイルストーン開示に係る事業計画の修正について」において当該申請の提出時期を平成23年12月期に変更いたしました。

これに伴って、角膜再生上皮シート関連の研究開発費の一部の計上が平成22年12月期から平成23年12月期に変更となり、また人道的使用制度(他に治療法がない重篤な疾患に対して薬事審査当局が人道的見地から一定の条件の下に販売承認前の製品の使用を認めるという欧州主要国の薬事制度)の活用による角膜再生上皮シート提供の開始も同様に平成22年12月期から平成23年12月期に遅れる見込みとなりました。さらに、欧州薬事許認可申請提出後に本格的に取り組むこととしていた米国展開の全体スケジュールにつきましても、やはり1期遅らせることとなりました。

以上の変更を踏まえ、当社は、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において、上記の財務運営方針における基本方針に則り、研究開発をはじめとする先行投資の圧縮や繰り延べによって経費を必要最小限に抑制することを前提とした修正事業計画を公表いたしました。

一方で、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当社は、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためには、より多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に上記の事業計画を公表した後より、上記の財務運営方針

におけるの方針で述べた必要資金の手当てを進めるべく、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。

このうち事業提携に伴う契約一時金収入について、当社は、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結することに成功し、これらの契約によって、当初計画していた1億円を大きく上回る総額1,000万米ドル(約7.5~8.5億円に相当)の契約一時金を獲得できることとなりました。

さらに、当社は、この修正事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくための資金調達を目的として、今般、本(注)1(3)本件新株予約権を選択した理由に記載した理由に基づき、本件新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 本件新株予約権の商品性

本件新株予約権には主に以下の特徴があります。

本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

- ・ 本件新株予約権は全5回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- ・ 本件新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は2億円、全5回号合計で10億円です。
- ・ 下記に記載の行使価額の修正によって、本件新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。ただし、当社は、本件新株予約権の行使により交付される株式数の累計が1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数の20.0%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)。これにより、本件新株予約権の行使による調達可能金額が10億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかります。
- ・ 本件新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- ・ 本件新株予約権全5回号の行使価額は当初1,340.3円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- ・ 当社は、本件新株予約権の割当日の翌日以降約2年間、行使価額の修正開始決定日の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は824.8円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%)、上限行使価額は2,062円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%)です。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。
- ・ 割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(2)が満たされている限り、権利行使最終期日(平成26年10月3日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・ なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明

しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。



- 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
- 2 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回らないこと、2) 当社が本件新株予約権の取得を行わないこと及び3) 当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価が下限行使価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）。
- ・行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

本件新株予約権の取得（コールオプション）

- ・当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本件新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

### (3) 本件新株予約権を選択した理由

本（注）1(1) 資金調達の主な目的に記載の通り、当社は、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためにはより多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に当該事業計画を公表した後より、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。このうち外部資金調達手法については、細胞シート再生医療事業、再生医療支援事業ともまだ先行投資を行っている段階にあることに鑑みて、収益から返済する負債性資金（借入金など）よりも資本金の調達が適していると考えました。このような考え方に基づき、初期段階においては公募増資と、提携候補先企業への第三者割当増資を有力な選択肢として検討を行い、さらに平成23年2月に野村證券株式会社より提案を受けた本件新株予約権も選択肢の一つに加えて検討を進めました。

これらの調達手法を検討している中、当社は、以下の事項を勘案し、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減し得るエクイティ・ファイナンス手法を選択することが望ましいと判断しました。

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖大地震をきっかけとして、原発問題や電力不足問題等が日本経済全体や企業業績へ与える影響が懸念され、株式市場は落ち着きを取戻しつつあるとはいえ、投資家のリスク許容度が平時と比べ減退していると考えられること、また、最近の米欧の財政不安や景気減速懸念により一時は世界的に株安が進んだことから、そうした局面で公募増資を実施すると、当社株価に相当な影響が生じる可能性があると考えられること。
- ・提携候補先企業への第三者割当増資については、長期保有を目的とする投資家との間でエクイティ・ファイナンスを行う場合に要する作業に加えて当該提携候補先企業との業務提携に係る交渉等を要するため、実施までに相当な時間を要すると考えられること。
- ・当社株価は昨年3月の株式公開後軟調に推移し、一時は公募価格を大きく下回る局面が続いたにも関わらず、なお当社株式を継続保有して当社をご支援下さった株主が多く存在することを勘案すると、エクイティ・ファイナンスの実施にあたっては、株価への影響をできる限り軽減し得る手法を選択し、かかる株主に対して十分な配慮を行うべきであると判断したこと。

こうした経緯に基づき、本件新株予約権の本格的な検討を進めました。その結果、当社は、以下に示す本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、「株価へ下落圧力を回避し、既存株主の利益に配慮しながら必要資金を調達したい」という当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本件新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

#### 株価への影響の軽減

当社は、当社の判断によって、本件新株予約権の回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。かかる行使価額の修正開始決定に基づき、当社株式動向や市場環境等に応じて、その時点で当社が適切と考えられる金額の範囲内での本件新株予約権の行使促進を機動的に図ることができる仕組みとなっており、当社株式動向や市場環境等を見て株式需給の急速な悪化を回避しながら資金調達を進めることができると考えております。

また、行使価額の修正開始が決定されると、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性

行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、以後行使価額が定期的に修正される仕組みとなっております。従って、行使が複数回に分けて行われるとともに行使価額が分散されることが期待できるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避しやすくなります。

さらに、本件新株予約権には、行使価額の修正開始後、株価終値が5取引日連続して下限行使価額を下回って推移した場合には行使価額が当初行使価額に再修正されるという仕組み(以下「リセット条項」という。)が備わっており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の株式売却行動を抑制することができます。

これらの仕組みを設けることにより、株価への影響の軽減が期待されるものと考えております。

#### 過度な希薄化の抑制

本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間に記載のとおり、行使価額の修正開始後の株価の下落に伴って行使価額が下方修正されると、交付株式数が増加して希薄化が進行する可能性があります。リセット条項を付与するとともに、本件新株予約権の行使によって交付されることとなる累計株式数の上限を1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%)に設定いたしますので、本件新株予約権の行使による過度の希薄化に歯止めがかかる設計となっております。一方で、株価の上昇局面においては、希薄化の抑制と本件新株予約権の円滑な行使が期待されます。こうした措置により、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能となります。

<当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策>

新株予約権の特性上、新株予約権者が行使しなければ当社が期待する払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が予定される払込金額総額を下回る可能性があります。ただし、本件新株予約権については、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、行使価額の修正開始の決定がなされるとそれ以降行使価額が定期的に時価の90%に修正され、また割当予定先が一旦行使を表明した本件新株予約権は一定の条件が満たされている限り権利行使最終期日までに全て行使されることとなっております。したがって、本件新株予約権を行使して取得した株式を直ちに投資家へ又は市場で売却することによって収益を確保すべく、積極的な行使が期待されます。

上記の新株予約権の特性に加え、本件新株予約権には下限行使価額及びリセット条項が付されており、さらに本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限が1,065,000株に設定されます。このため、特に株価の下落局面においては本件新株予約権の行使が期待し難くなり、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、これらは、上記及びに記載のとおり、既存株主の利益保護の観点からの株価への影響の軽減及び過度な希薄化の抑制を企図して設けられたものです。

(他の資金調達方法と比較した場合の本件新株予約権の特徴)

公募増資により一度に全株を発行する場合は、一時に資金を調達できる反面で1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本件新株予約権においては、当社株式の価格・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があるものの、上記に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待されます。また、上記に記載のとおり、当社の株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、10,650個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である長谷川幸雄及び当社社外取締役である岡野光夫は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。

- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式

を交付する。

## 7 1単元の株式の数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 5【新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	4個
発行価額の総額	金694,400円
発行価格	金173,600円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成23年10月4日(火)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事・総務部 東京都新宿区若松町33番8号
払込期日	平成23年10月4日(火)
割当日	平成23年10月4日(火)
払込取扱場所	野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

(注) 1 本新株予約権については、平成23年9月14日(水)開催の当社取締役会において発行を決議している。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第4回乃至第7回新株予約権を以下総称して又は個別に「本件新株予約権」という。

- 2 申込方法は、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みをすることとする。
- 3 払込方法は、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとする。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法による。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式数は、行使価額の修正に伴って変動する仕組みとなっているため、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間(それぞれ別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)に株価が下落し、修正後行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定義する。)が当初行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%に相当する1,340.3円)を下回った場合には、交付される株式数が増加する。</p> <p>2 本新株予約権の行使価額の修正基準及び修正頻度について 当社が行使価額修正の決定を行った本新株予約権の行使価額は、行使価額修正を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値×90%に修正される(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>3 行使価額等の下限等について 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%に相当する824.8円である(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)。</p> <p>割当株式数の上限 本件新株予約権の目的となる株式数の上限は1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%となっており、これを超えて行使されることはない(別記(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意を参照)。</p> <p>割当株式数の下限 本件新株予約権の全てが行使された場合に交付されることとなる株式数の下限は、本件新株予約権が上限行使価額(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%に相当する2,062円)(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号を参照)で行使されたものとして算定すると、484,965株となる。</p> <p>資金調達額の下限 資金調達額の下限については、本件新株予約権が、本件新株予約権の目的となる株式数の上限の範囲内において、全て下限行使価額である824.8円で行使された場合、調達金額の総額は881,884,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>資金調達額の上限 資金調達額の上限については、本件新株予約権が全て行使された場合、調達金額の総額は1,003,472,000円となる。なお、本件新株予約権は、当社が行使価額修正の決定を行わない場合等において行使されない可能性がある。</p> <p>4 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項が付されている(別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。</p>
---	---



<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式          当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式          単元株式数100株</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数(以下「交付株式数」という。)は、50,000,000円(以下「出資金額」という。)を行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を行使価額で除して得られる最大整数とする(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定める出資金額とする。なお、修正開始日(本欄第3項第(1)号に定義する。)後の包括行使請求(各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日(別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定義する。)において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(4)号に定義する。)又は個別行使請求(包括行使請求が行われた本新株予約権について、新株予約権者が、当該本新株予約権に係る包括行使請求の効力発生日となる権利行使最終期日を待たずに、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める個別行使可能期間内において、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求。別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(5)号に定義する。)に基づく本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額もこれと同額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初1,340.3円とする。ただし、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p>

### 3 行使価額の修正

- (1) 当社は、平成23年10月5日以降、平成25年10月4日までの間(以下「行使価額修正期間」という。)、当社取締役会が資金調達のために必要と認め、かつ、行使価額修正の決定(以下に定義する。)を行った日(以下「行使価額修正決議日」という。)の前銀行営業日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値(気配表示を含む。以下同じ。)のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)が下限行使価額(本項第(2)号に定義する。)以上である場合には、修正開始日(修正開始日行使価額算定期間(本項第(2)号に定義する。)の最終日の翌銀行営業日をいい、以下「修正開始日」という。)以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定(以下「行使価額修正の決定」という。)することができ、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正決議日に、下限行使価額(なお、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受けない限り、824.8円である。)及び行使価額修正の決定が行われたことを新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものとする。
- (2) 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、修正開始日(当日を含む。)から修正開始日の翌月の第2金曜日まで(当日を含む。)の期間においては、行使価額修正決議日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、行使価額修正決議日の翌銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の翌銀行営業日の直後の取引日からの5連続取引日とする。以下「修正開始日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。以下「修正開始日行使価額」という。)に修正され、また、修正開始日の翌月の第2金曜日の翌日以後においては、毎月第2金曜日(初回を修正開始日の翌月の第2金曜日とし、以下「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「修正後行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。)に修正され、上記及びに従って修正された後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。なお、修正開始日行使価額算定期間又は修正後行使価額算定期間に、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が824.8円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が2,062円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。

- (3) 修正開始日以後、5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが下限行使価額を下回った場合、当該5連続取引日の最終日の翌日以降、行使価額は、当該修正開始日の前日において有効であった行使価額(ただし、当該日の翌日以降、本欄第4項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、本欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。)に修正される。なお、当該修正後、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われるまで、本項第(2)号に定める行使価額の修正は行わないものとする。
- (4) 当社は、行使価額修正期間中、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、又は本項第(3)号に基づき修正開始日の前日において有効であった行使価額に修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合には、本項第(1)号に基づく行使価額修正の決定を行うことができる。
- (5) 本項第(1)号乃至第(3)号により行使価額の修正を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨、修正前の行使価額、修正後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。

#### 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

	<p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の発行を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号又は第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合（ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の修正の場合を除く。）</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>（ ） 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記（ ）による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p>
--	---

	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)6(2)の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>行使価額調整式及び本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。</p>
--	--

	<p>本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。</p> <p>本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( ) (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( ) (本項第(2)号においては) 当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき(ただし、本新株予約権以外の本件新株予約権の行使価額の調整の場合を除く。)</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	---

	<p>(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金200,694,400円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に50,173,600円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗じた金額を、当該行使請求の時点(包括行使請求の場合は別記「新株予約権の行使期間」欄第1項に定める権利行使最終期日)において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>1 平成23年10月5日から平成26年10月3日までの期間(以下、当該期間の最終日を「権利行使最終期日」という。)とする。ただし、平成26年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。</p> <p>2 本欄第1項に拘わらず、包括行使請求は、権利行使最終期日を行行使する日として行うものとし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく各行使価額修正の決定に際して、当該決定に係る行使価額修正決議日から修正開始日までの期間(以下「包括行使請求書提出期間」という。)において、包括行使に係る行使請求書を提出するものとする。個別行使請求を行う期間は、当該決定に係る修正開始日から権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正され、その後行使価額修正の決定が行われていない場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)までの期間(以下「個別行使可能期間」という。)とする。</p>



新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社セルシード 人事・総務部</li><li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</li><li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>4 新株予約権の行使に関する決済取扱場所 野村信託銀行株式会社 商品サービス開発部</li><li>5 新株予約権の行使請求及び払込の方法<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、平成25年10月4日まで(当日を含む。)に、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(2) 平成25年10月5日以降に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた場合において行使請求を行うときは、新株予約権者は、権利行使最終期日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(3) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額が適用される前の行使価額(以下「修正前行使価額」という。)に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、修正開始日の前銀行営業日まで(当日を含む。)に本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続を完了するものとする。</li><li>(4) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われた場合において、修正後行使価額に基づき行使請求を行うときは、新株予約権者は、包括行使請求書提出期間内に行使請求書を提出することにより、各本新株予約権につき、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める条件が成就した場合に効力を生じる行使請求として、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、権利行使最終期日において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求(以下「包括行使請求」という。)の手続きを、本項第(6)号及び第(7)号に従い、権利行使最終期日を行使日として行うものとする。</li></ol></li></ol>
------------------------------	---

- (5) 本項第(4)号に従い包括行使請求が行われた本新株予約権については、新株予約権者は、当該本新株予約権に係る包括行使請求の行使日を待たずに、個別行使可能期間内において、いつでも、個別行使請求(以下に定義する。)を行うことができる。ここで「個別行使請求」とは、当該各本新株予約権について、出資金額を本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額とし、各個別行使請求の時点において有効な交付株式数を本新株予約権1個あたりの交付株式数として株式の交付を受けることを意図する行使請求とし、個別行使請求の効力は、本項第(6)号及び第(7)号に定める行使請求手続が完了したときに生じるものとする。この場合、効力を生じた個別行使請求に対応する本新株予約権に係る包括行使請求は、別記「新株予約権の行使の条件」欄第2項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件の不成就の確定により効力が発生しないこととなる。
- (6) 本新株予約権の行使請求を行う場合には、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)、包括行使請求及び個別行使請求の各場合に依じて、当社が定める様式による行使請求書(以下「行使請求書」という。)に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを本欄第1項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (7) 本項第(6)号の行使請求書の提出に加えて、新株予約権者は、修正前行使価額に基づく行使請求(行使価額修正の決定が一切行われていない場合の行使請求及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われた後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合の行使請求を含む。)の場合には、出資金総額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に払い込むものとし、包括行使請求の場合には、出資金総額を現金にて本欄第4項に定める決済取扱場所の所定の口座(以下「決済口座」という。)に払い込んだ上、決済取扱場所に対して、当該決済口座への払込みがなされたこと及び当該払込みに係る金額を当社に通知する旨、並びに包括行使請求の効力が発生した場合には権利行使最終期日に当該効力が発生した包括行使請求に係る新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額を決済口座から指定口座に払い込む旨の指図を行うものとし、個別行使請求の場合には、出資金総額を決済口座から指定口座に個別行使請求の行使日に払い込む旨の指図を行うものとする。
- (8) 各個別行使請求がなされることにより包括行使請求の一部若しくは全部の効力が発生しない場合を除き、本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</li><li>2 (1) 包括行使請求には、その対象となる各本新株予約権につき、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、本欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に効力を生じる旨の条件を付すものとする。 (2) 包括行使請求を行う新株予約権の個数については、新株予約権者の任意の選択によるものとし、新株予約権者は、包括行使請求を行う場合、出資金額に包括行使請求に基づき権利行使を希望する本新株予約権の個数を乗じた金額を、包括行使請求書提出期間内に、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項に定める決済取扱場所に払い込むものとする。 (3) 権利行使最終期日の前銀行営業日に本項第(1)号に定める包括行使請求に付された条件が成就した場合には、包括行使請求がなされた際に決済取扱場所に払い込まれた金銭から包括行使請求に付された条件が成就した本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、権利行使最終期日において、決済取扱場所から別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の指定口座に、当該包括行使請求の対象となる本新株予約権の出資金額に係る払込金として払い込まれるものとする。 (4) 包括行使請求書提出期間内に、新株予約権者が包括行使に係る行使請求書を提出しなかった場合には、新株予約権者は、当該包括行使に係る行使請求書を提出しなかった本新株予約権につき、以後包括行使請求その他の一切の行使請求を行うことができないものとする。</li><li>3 (1) 別記(注)6(1)に従い個別行使請求の効力が生じた場合には、当該個別行使請求に対応する個数の本新株予約権に係る包括行使請求は効力が発生しないことが確定する。 (2) 新株予約権者は、かかる個別行使請求の効力発生以後、権利行使最終期日の前銀行営業日(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日の前銀行営業日)に至るまで、包括行使請求に係る行使請求書が提出された本新株予約権の総数から当該個別行使請求が行われた本新株予約権の個数を控除した残数の本新株予約権に限り、引き続き、個別行使請求を行うことができ、その後もまた同様とする。</li><li>4 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号により行使価額が修正された場合、当該修正がなされた日において個別行使請求がなされていない個数の本新株予約権に係る包括行使請求は、当該修正がなされた日に効力が発生しないことが確定し、当該効力が発生しないことが確定した包括行使請求に係る本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に速やかに返還されるものとする。</li></ol>
-------------	--

	<p>5 (1) 以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、新株予約権者は、残存する本新株予約権全部につき、以後その行使請求を行うことができないものとする。なお、以下の( )乃至( )のいずれかの事由が生じた場合には、当社は速やかに新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。</p> <p>( ) 当社が支払の停止に至った場合又は当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立がなされた場合若しくは裁判所若しくは監督官庁によりかかる手続開始の前提行為が行われた場合</p> <p>( ) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p> <p>( ) 当社の重要な財産が差し押さえられた場合</p> <p>(2) 本項第(1)号のいずれかの事由が生じた場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済取扱場所に払い込まれていたときは、包括行使請求は、当該事由発生時において残存する本新株予約権につき効力が発生しないことが確定し、当該事由発生後遅滞なく、残存する本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。)を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>3 当社は、行使価額修正期間中に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が一切行われていない場合又は平成25年10月4日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に基づく行使価額の修正が行われ、当該修正後同日までに別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号に基づく行使価額修正の決定が行われていない場合、平成25年10月4日の翌銀行営業日に、無償にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

	<p>4 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の全てが516円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）を下回った場合、当該20連続取引日の最終日の翌銀行営業日に、当社が本新株予約権を取得すると引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>5 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者（本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会が決定した本新株予約権の新株予約権者）に通知する。</p> <p>6 本欄第1項又は第2項により本新株予約権を取得する場合において、包括行使請求に基づく出資金額が決済口座（別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(7)号に定義する。）に払い込まれていたときは、当該取得事由発生後遅滞なく、取得される本新株予約権の個数に出資金額を乗じた金額が、決済取扱場所から新株予約権者に返還されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本件新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを医薬品として用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、このような用途で使用される細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しており、研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートの販売承認を欧州で取得してその事業化を実現させることが最優先課題です。また並行して、角膜再生上皮シートの米国展開と現在臨床研究が進んでいる心筋再生パッチを始めとする残り4つの開発候補品についても研究開発を推進しております。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである「温度応答性細胞培養器材」とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援することを目指す「再生医療支援事業」です。現在、売上高の増加を図るべく、これまで構築した国内外の販売代理店網を通じた販促活動の強化や商品ラインナップの拡充に取り組んでおります。

両事業ともまだ先行投資段階にあり、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において当社が公表している事業計画では平成25年12月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る見込みとなっております。このような財務状況を踏まえて、当社は、以下のような財務運営方針に基づいて事業計画を立てることとしております。

事業計画の遂行に必要な資金については手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資(経費)をコントロールすることを基本方針とする

一方で、現在当社は先行投資段階にあることから常にある程度の手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭に置き、上記の基本方針に沿った事業計画を着実かつ安定的に遂行するとともに、当社企業価値のさらなる向上を目指して当初計画よりも大きな先行投資(経費)を投下することができるよう、上記における獲得資金の増額やその他の手段によって必要資金の手当てを適宜進める

さて、当社は、角膜再生上皮シートに関する欧州薬事許認可(販売承認)申請を当初平成22年12月期に提出する計画としておりましたが、それまでの製造関連準備の遅れ等の準備作業進捗状況を総合的に踏まえて、平成22年11月12日付「マイルストーン開示に係る事業計画の修正について」において当該申請の提出時期を平成23年12月期に変更いたしました。

これに伴って、角膜再生上皮シート関連の研究開発費の一部の計上が平成22年12月期から平成23年12月期に変更となり、また人道的使用制度(他に治療法がない重篤な疾患に対して薬事審査当局が人道的見地から一定の条件の下に販売承認前の製品の使用を認めるという欧州主要国の薬事制度)の活用による角膜再生上皮シート提供の開始も同様に平成22年12月期から平成23年12月期に遅れる見込みとなりました。さらに、欧州薬事許認可申請提出後に本格的に取り組むこととしていた米国展開の全体スケジュールにつきましても、やはり1期遅らせることとなりました。

以上の変更を踏まえ、当社は、平成23年2月14日付「平成23年12月期～平成25年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」において、上記の財務運営方針における基本方針に則り、研究開発をはじめとする先行投資の圧縮や繰り延べによって経費を必要最小限に抑制することを前提とした修正事業計画を公表いたしました。

一方で、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当社は、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためには、より多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に上記の事業計画を公表した後より、上記の財務運営方針

におけるの方針で述べた必要資金の手当てを進めるべく、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。

このうち事業提携に伴う契約一時金収入について、当社は、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結することに成功し、これらの契約によって、当初計画していた1億円を大きく上回る総額1,000万米ドル(約7.5~8.5億円に相当)の契約一時金を獲得できることとなりました。

さらに、当社は、この修正事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくための資金調達を目的として、今般、本(注)1(3)本件新株予約権を選択した理由に記載した理由に基づき、本件新株予約権の発行を決定いたしました。

## (2) 本件新株予約権の商品性

本件新株予約権には主に以下の特徴があります。

本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間

- ・ 本件新株予約権は全5回号で構成されており、各回号は全て同一の発行条件です。
- ・ 本件新株予約権1個あたりの出資金額は固定されており、1回号の全ての新株予約権が行使された際に払い込まれる出資金額は2億円、全5回号合計で10億円です。
- ・ 下記に記載の行使価額の修正によって、本件新株予約権の行使により交付される株式数は変動します。したがって、株価が上昇して行使価額が上方修正されれば希薄化の度合いが小さくなります。その反面、株価が下落して行使価額が下方修正されれば希薄化の度合いは大きくなります。ただし、当社は、本件新株予約権の行使により交付される株式数の累計が1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数の20.0%)を超えることとなるような行使を行わせない旨、割当予定先との間で約する予定です(詳細は本(注)2(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意をご参照下さい。)。これにより、本件新株予約権の行使による調達可能金額が10億円を下回る可能性はあるものの、希薄化の進展に一定の歯止めがかかります。
- ・ 本件新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌日以降約3年間です。

当初の行使価額

- ・ 本件新株予約権全5回号の行使価額は当初1,340.3円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%)であり、発行決議日の株価より高い水準に設定しております。

行使価額の修正及び行使のプロセス

- ・ 当社は、本件新株予約権の割当日の翌日以降約2年間、行使価額の修正開始決定日の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%が下限行使価額以上である場合、当社の判断により回号ごとに行使価額の修正開始を決定(1)することができます(同時に複数回号の修正開始を決定することも可能です。)。修正開始の対象となった回号の新株予約権の行使価額は、当該修正開始を決定した日の翌銀行営業日から(当日を含む。)の5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正され、以降、毎月第2金曜日に、その日まで(当日を含む。)の直前5連続取引日の株式会社大阪証券取引所終値の平均値の90%に修正されます。なお、下限行使価額は824.8円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の80%)、上限行使価額は2,062円(発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の200%)です。
- ・ 当社が行使価額の修正開始を決定した場合、割当予定先は、当社株式動向及び市場環境等に鑑み、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使する新株予約権の数を表明します。
- ・ 割当予定先は、行使する新株予約権の数を表明した場合、一定の条件(2)が満たされている限り、権利行使最終期日(平成26年10月3日)までに当該新株予約権を必ず行使する仕組みとなっております。
- ・ なお、割当予定先は、修正開始の対象となった回号の新株予約権のうち、行使を表明



しなかった新株予約権については、以降行使することができなくなります。

- 1 当社は、行使価額の修正開始を決定した場合には、速やかに公表する予定です。
- 2 一定の条件とは、1) 行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回らないこと、2) 当社が本件新株予約権の取得を行わないこと及び3) 当社にデフォルト事由が発生しないこと、等を指します。

行使価額の修正開始後、株価が下限行使価額を下回った場合の行使価額の修正

- ・行使価額の修正開始日以後、株式会社大阪証券取引所終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、その翌日以降、行使価額は当初行使価額に修正されます（これに伴い、上記に記載した、一定の条件が満たされていることを前提とした割当予定先による行使義務は消滅します。）。
- ・行使価額が当初行使価額に戻った後、当社は、残存する本件新株予約権について、割当日の翌日以降約2年間、何度でも回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。

本件新株予約権の取得（コールオプション）

- ・当社は、当社の判断により、払込金額と同額で本件新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

### (3) 本件新株予約権を選択した理由

本（注）1(1) 資金調達の主な目的に記載の通り、当社は、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためにはより多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に当該事業計画を公表した後より、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。このうち外部資金調達手法については、細胞シート再生医療事業、再生医療支援事業ともにまだ先行投資を行っている段階にあることに鑑みて、収益から返済する負債性資金（借入金など）よりも資本金の調達が適していると考えました。このような考え方に基づき、初期段階においては公募増資と、提携候補先企業への第三者割当増資を有力な選択肢として検討を行い、さらに平成23年2月に野村證券株式会社より提案を受けた本件新株予約権も選択肢の一つに加えて検討を進めました。

これらの調達手法を検討している中、当社は、以下の事項を勘案し、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減し得るエクイティ・ファイナンス手法を選択することが望ましいと判断しました。

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖大地震をきっかけとして、原発問題や電力不足問題等が日本経済全体や企業業績へ与える影響が懸念され、株式市場は落ち着きを取戻しつつあるとはいえ、投資家のリスク許容度が平時と比べ減退していると考えられること、また、最近の米欧の財政不安や景気減速懸念により一時は世界的に株安が進んだことから、そうした局面で公募増資を実施すると、当社株価に相当な影響が生じる可能性があると考えられること。
- ・提携候補先企業への第三者割当増資については、長期保有を目的とする投資家との間でエクイティ・ファイナンスを行う場合に要する作業に加えて当該提携候補先企業との業務提携に係る交渉等を要するため、実施までに相当な時間を要すると考えられること。
- ・当社株価は昨年3月の株式公開後軟調に推移し、一時は公募価格を大きく下回る局面が続いたにも関わらず、なお当社株式を継続保有して当社をご支援下さった株主が多く存在することを勘案すると、エクイティ・ファイナンスの実施にあたっては、株価への影響をできる限り軽減し得る手法を選択し、かかる株主に対して十分な配慮を行うべきであると判断したこと。

こうした経緯に基づき、本件新株予約権の本格的な検討を進めました。その結果、当社は、以下に示す本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、「株価へ下落圧力を回避し、既存株主の利益に配慮しながら必要資金を調達したい」という当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本件新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

#### 株価への影響の軽減

当社は、当社の判断によって、本件新株予約権の回号ごとに行使価額の修正開始を決定することができます。かかる行使価額の修正開始決定に基づき、当社株式動向や市場環境等に応じて、その時点で当社が適切と考えられる金額の範囲内での本件新株予約権の行使促進を機動的に図ることができる仕組みとなっており、当社株式動向や市場環境等を見て株式需給の急速な悪化を回避しながら資金調達を進めることができると考えております。

また、行使価額の修正開始が決定されると、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性

行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、以後行使価額が定期的に修正される仕組みとなっております。従って、行使が複数回に分けて行われるとともに行使価額が分散されることが期待できるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避しやすくなります。

さらに、本件新株予約権には、行使価額の修正開始後、株価終値が5取引日連続して下限行使価額を下回って推移した場合には行使価額が当初行使価額に再修正されるという仕組み(以下「リセット条項」という。)が備わっており、株価に対する下落圧力となるような新株予約権者の株式売却行動を抑制することができます。

これらの仕組みを設けることにより、株価への影響の軽減が期待されるものと考えております。

#### 過度な希薄化の抑制

本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 本件新株予約権の構成、行使により交付される株式数及び行使可能期間に記載のとおり、行使価額の修正開始後の株価の下落に伴って行使価額が下方修正されると、交付株式数が増加して希薄化が進行する可能性があります。リセット条項を付与するとともに、本件新株予約権の行使によって交付されることとなる累計株式数の上限を1,065,000株(発行決議日現在の発行済株式数5,325,000株の20.0%)に設定いたしますので、本件新株予約権の行使による過度の希薄化に歯止めがかかる設計となっております。一方で、株価の上昇局面においては、希薄化の抑制と本件新株予約権の円滑な行使が期待されます。こうした措置により、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形での資金調達を実現することが可能となります。

<当社のニーズを満たさないリスク及びその対応策>

新株予約権の特性上、新株予約権者が行使しなければ当社が期待する払込みが行われないため、結果として実際の調達金額が予定される払込金額総額を下回る可能性があります。ただし、本件新株予約権については、本(注)1(2)本件新株予約権の商品性 行使価額の修正及び行使のプロセスに記載のとおり、行使価額の修正開始の決定がなされるとそれ以降行使価額が定期的に時価の90%に修正され、また割当予定先が一旦行使を表明した本件新株予約権は一定の条件が満たされている限り権利行使最終期日までに全て行使されることとなっております。したがって、本件新株予約権を行使して取得した株式を直ちに投資家へ又は市場で売却することによって収益を確保すべく、積極的な行使が期待されます。

上記の新株予約権の特性に加え、本件新株予約権には下限行使価額及びリセット条項が付されており、さらに本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限が1,065,000株に設定されます。このため、特に株価の下落局面においては本件新株予約権の行使が期待し難くなり、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。ただし、これらは、上記及びに記載のとおり、既存株主の利益保護の観点からの株価への影響の軽減及び過度な希薄化の抑制を企図して設けられたものです。

(他の資金調達方法と比較した場合の本件新株予約権の特徴)

公募増資により一度に全株を発行する場合は、一時に資金を調達できる反面で1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなる虞があると考えられます。一方、本件新株予約権においては、当社株式の価格・流動性の動向次第で実際の調達金額が予定される払込金額の総額を下回る可能性があるものの、上記に記載の仕組みにより、株価への影響の軽減が期待されます。また、上記に記載のとおり、当社の株価上昇局面においては希薄化の抑制と円滑な行使が期待されます。

2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先である野村證券株式会社との間で本件新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、下記の内容について合意する予定です。

(1) 上限議決権数超過行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社普通株式及びその他の種類の議決権付株式(以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。)に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)及び当社普通株式以外の種類の株式(以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。)の取得又は行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、10,650個(ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当又は当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の割合又は変更前後における単元株式数の比率に応じて減少又は増加するものとし、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当の基準日又は単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権並びにかかる基準日若しくは変更日前に本件新株予約権又は同時期発行新株予約権等の行使又は取得により増加した議決権の数も同様に減少又は増加したものとみなして計算する。)を超えることとなるような本件新株予約権の行使又は同時期発行新株予約権等の行使若しくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得若しくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない。(以下、かかる本件新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求又は取得並びに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。)

当社は、下記(2)「割当予定先による行使制限措置」に基づく割当予定先による確認に係る本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当することとなる場合、その旨割当予定先に通知した上、速やかに別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に定める取得(残存する本件新株予約権の全部の取得に限る。)の手続を行うものとする。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使に係る確認がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

当社は、割当予定先による本件新株予約権の行使が上限議決権数超過行使等に該当する場合、本件新株予約権の要項の定めにかかわらず、割当予定先に対して、本件新株予約権の要項に従った当社普通株式の交付を行う義務を負わない。ただし、割当予定先により複数個の本件新株予約権の行使がなされ、当該複数個の一部の行使であれば上限議決権数超過行使等に該当しない場合、上限議決権数超過行使等に該当しない最大個数に係る本件新株予約権を除く。

(2) 割当予定先による行使制限措置

当社は、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第4条第1項及び同取扱い2(1)乃至(6)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本件新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本件新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせない。

割当予定先は、制限超過行使及び上限議決権数超過行使等に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使若しくは上限議決権数超過行使等に該当しないかについて確認を行う。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本件新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である長谷川幸雄及び当社社外取締役である岡野光夫は、その保有する当社普通株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

6 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金された場合において、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日(当該行使請求書が行使請求受付場所に到達した日又は本新株予約権の行使に際して出資される出資金の指定口座への入金が行われた日のいずれかが、かかる行使請求書に記載された日の翌日以降である場合を除く。)に発生する。ただし、包括行使請求に基づく行使の効力は、同欄第5項第(6)号の行使請求書が行使請求受付場所に到達し、かつ同欄第5項第(7)号の出資金総額が指定口座に入金されることに加え、権利行使最終期日の前銀行営業日までに、個別行使請求がなされず、別記「新株予約権の行使の条件」欄第5項第(1)号に定めるいずれの事由も発生せず、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(3)号に定める事由も発生せず、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に定めるいずれの取得も行われず、かつ本新株予約権が消滅していない場合に権利行使最終期日において生じるものとする。

- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した場合には、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式

を交付する。

## 7 1単元の株式の数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 6【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,003,472,000	17,730,000	985,742,000

- (注) 1 上記金額は第4回乃至第8回新株予約権の合計額である。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第4回乃至第8回新株予約権合計3,472,000円)に、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第4回乃至第8回新株予約権合計1,000,000,000円)を合算した金額である。
- 2 本件新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、本有価証券届出書提出日現在において新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び払込日は確定していない。
- 3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少する。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用7,000,000円及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等)10,730,000円である。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額985,742,000円については、平成23年12月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に30,000,000円、平成23年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に170,000,000円、平成24年12月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に70,000,000円、平成24年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に400,000,000円、平成25年12月期の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金に70,000,000円、残額を平成25年12月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に充当する予定です。

- (注) 1 本件新株予約権の行使状況により当初予定通り資金調達できなかった場合には、手許資金に加え、平成25年12月期までに獲得を目指している売上収入と公的助成金・補助金、及び平成24年12月期に獲得を目指している心筋再生パッチに係る共同開発契約一時金を充当することによって、事業計画を遂行する予定です。なお、本件新株予約権の払込みにより調達した資金は順次上述の使途に充当する計画であり、現行の事業計画に基づく資金計画で上述の使途に充当することとしていた資金が本件新株予約権による調達額分だけ余裕資金となる見込みです。当該余裕資金につきましては、現在当社は先行投資段階にあることから常にある程度の手許資金を確保しながら財務運営を進めるべき状況であることを念頭に置き、適宜活用方法を検討する方針です。
- 2 当社は調達した資金を速やかに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、短期国債、銀行預金及び証券会社のフリー・フィナンシャル・ファンド等の比較的安全性の高い金融商品で運用することにより、安定的な資金管理を図る予定です。



## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

名称	野村證券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第10期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月30日関東財務局長に提出

## b. 当社と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成23年6月30日現在)	14,500株
人事関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人事関係はありません。	
資金関係	該当事項なし	
技術又は取引等の関係	主幹事証券会社	

## c. 割当予定先の選定理由

前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）乃至5 新規発行新株予約権証券（第8回新株予約権）における各（2）新株予約権の内容等（注）1 本件新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、当社は、平成22年11月に、当初平成22年12月期中に計画していた角膜再生上皮シートの欧州薬事許認可申請提出時期を平成23年12月期に変更する旨決定したことに伴ってそれまでの事業計画を見直し、平成23年2月に、研究開発をはじめとする先行投資の圧縮や繰り延べによって経費を必要最小限に抑制することを前提とした修正事業計画を公表いたしました。一方で、平成22年11月以降の修正事業計画策定の過程において、当社は、当該事業計画を着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくためには、より多くの資金を確保しておくことが必要であると考えに至りました。このため、当社は、平成23年2月に当該事業計画を公表した後より、事業提携に伴う契約一時金収入の増額や外部からの資金調達等の検討を本格的に開始いたしました。

このうち事業提携に伴う契約一時金収入について、当社は、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.との間で共同研究開発基本契約及び米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約を締結することに成功し、これらの契約によって、当初計画していた1億円を大きく上回る総額1,000万米ドル（約7.5～8.5億円に相当）の契約一時金を獲得できることとなりました。

さらに、当社は、事業計画をより着実かつ安定的に遂行し、かつ必要に応じて先行投資を積極的・機動的に進めていくために、外部からの資金調達手法を検討しました。外部からの資金調達手法の検討に際して、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)乃至5 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)における各(2)新株予約権の内容等(注)1 本件新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(3) 本件新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、細胞シート再生医療事業、再生医療支援事業ともにまだ先行投資を行っている段階にあることに鑑みて、収益から返済する負債性資金(借入金など)よりも資本性資金の調達の方が適していると考えました。このような考え方にに基づき、初期段階においては公募増資と提携候補先企業への第三者割当増資を有力な選択肢として検討を行い、さらに平成23年2月に野村證券株式会社より提案を受けた本件新株予約権も選択肢の一つに加えてさらに検討を進めました。これらの調達手法を検討している中、当社は、以下の事項を勘案し、既存株主の利益に及ぼす影響を軽減し得るエクイティ・ファイナンス手法を選択することが望ましいと判断しました。

- ・平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖大地震をきっかけとして、原発問題や電力不足問題等が日本経済全体や企業業績へ与える影響が懸念され、株式市場は着着きを取戻しつつあるとはいえ、投資家のリスク許容度が平時と比べ減退していると考えられること、また、最近の米欧の財政不安や景気減速懸念により一時は世界的に株安が進んだことから、そうした局面で公募増資を実施すると、当社株価に相当な影響が生じる可能性があると考えられること。
- ・提携候補先企業への第三者割当増資については、長期保有を目的とする投資家との間でエクイティ・ファイナンスを行う場合に要する作業に加えて当該提携候補先企業との業務提携に係る交渉等を要するため、実施までに相当な時間を要すると考えられること。
- ・当社株価は昨年3月の株式公開後軟調に推移し、一時は公募価格を大きく下回る局面が続いたにも関わらず、なお当社株式を継続保有して当社をご支援下さった株主が多く存在することを勘案すると、エクイティ・ファイナンスの実施にあたっては、株価への影響をできる限り軽減し得る手法を選択し、かかる株主に対して十分な配慮を行うべきであると判断したこと。

こうした経緯に基づき、本件新株予約権の本格的な検討を進めました。その結果、当社は、以下に示す本件新株予約権の特徴を踏まえ、本件新株予約権は、「株価への下落圧力を回避し、既存株主の利益に配慮しながら必要資金を調達したい」という当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択肢であると判断しました。

このように、当社のニーズを充足し得る本件新株予約権の提案を受けたことに加え、野村證券株式会社は、昨年3月の株式上市以来当社の主幹事証券会社として良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき本件新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響に配慮しつつ円滑な自己資本拡充が期待できること、等も総合的に勘案し、当社は野村證券株式会社を割当予定先として選定することいたしました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、交付株式数は、出資金額を行使価額で除して得られる最大整数とし、各回号における本件新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、出資金総額を行使価額で除して得られる最大整数とします(1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。)。なお、各回号における本件新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本件新株予約権の総数に出

資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となります。ただし、行使価額が修正又は調整された場合は、本件新株予約権の目的である株式の総数は変更されます。

本件新株予約権全てが当初行使価額で行使された場合、交付株式数は、746,100株となります。なお、本件新株予約権の目的となる株式の数の上限は1,065,000株となっており、これを超過して行使されることはありません。

e. 株券等の保有方針

割当予定先である野村證券株式会社は、当社取締役会の承認を得ることなく本件新株予約権を譲渡できません。また、当社は、本件新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、割当予定先である野村證券株式会社のグローバル・マーケティング部門が長期保有を目的とせず商品勘定で保有し、市場動向等を勘案しつつ売却する方針であることを確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である野村證券株式会社が平成23年6月30日付で関東財務局長宛に提出した第10期有価証券報告書の平成23年3月31日における貸借対照表により、割当予定先が本件新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。また、本件新株予約権の払込みに要する資金に関し十分な残高を有している旨の文面を平成23年9月12日付で入手しております。これらにより、当社は本件新株予約権の発行及び行使に係る払込みが確実に実行されるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社が株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、その倫理規程において、「野村グループは、反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わないものとする。」と公表しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び割当予定先では反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、反社会的勢力関連の情報の収集・蓄積及び厳格な管理を行っていること等、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する部門の責任者との面談において確認しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力などの特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定です。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本件新株予約権は、行使価額の修正開始前後で、経済的観点からその性格を決定的に異にしていることから、(a)予約権ハイアップ部分（行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日終値の130%という高い水準に設定された新株予約権の部分）と(b)予約権株数変動部分（行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分）の価値の合計額を本件新株予約権の払込金額としておりますが、算定に際しては、一般的なオプション価格算定手法であるツリーモデルによる理論価格を基礎とし、

#### (a) 予約権ハイアップ部分に関しては、

- ( ) 本件新株予約権の行使請求により交付されることとなる株式数が当社株式の売買高と比較して相当数にのぼることに加え、当社の判断で本件新株予約権が取得され得ることから、新株予約権者は株価の変動次第では新株予約権の価値を実現することができなくなるリスクを回避することを目的としたデルタヘッジに制約を受けること

- (b) 予約権株数変動部分に関しては、
- ( ) 当社の判断により行使価額の修正開始を決定できること
  - ( ) 行使価額の修正開始の決定後、新株予約権者は行使を希望する新株予約権の個数について、一定の条件下において権利行使最終期日までに当該個数の全てを行使することを約する包括行使請求を行うこと
  - ( ) 行使価額が修正され、当該修正が開始された後、株式会社大阪証券取引所終値が下限行使価額を5取引日連続して下回った場合、行使価額修正の決定が将来に向かって効力を失うこと

という特性を踏まえて、予約権ハイアップ部分においては、新株予約権者の投資リスク、予約権株数変動部分においては、当社株式に対する投資家の多様な需要に基づき、割当予定先が新株予約権の行使により交付を受ける株式の円滑かつ株価に配慮した売却が期待されることを勘案して、同規模の公募増資を行う場合に想定される発行スプレッド(条件決定日の時価株価と発行価額の差)と同じ水準である10%のディスカウントに基づき、当社株式の株価変動率及び流動性等を勘案した結果として算定されています。

本件新株予約権の払込金額の算定については、割当予定先である野村證券株式会社において第三者割当形式による資金調達案件を担当する部門が参考資料として当社に提供した試算結果について、当社は、本件発行に関する当社のリーガル・カウンセラーである外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ(東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル10階、代表者 弁護士 和仁亮裕)(以下「リンクレーターズ」という。)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、リンクレーターズから下記の法律意見(\*)の表明を受けております。

(\*) 法律意見書の骨子は以下の通りであります。

- 1 リンクレーターズが提出した法律意見書では、本件新株予約権1個の払込金額が、会社法第238条第3項第2号の「特に有利な金額」に該当するかを検討するにあたり、リンクレーターズに提供された実務慣行に係る情報及び計算結果が正しい等の一定の前提の下、払込金額の算定方法における前提条件及びロジックが、本件新株予約権の権利内容及び本件発行に付随関連する事情を前提とした場合に合理的であるか否かの点が検証されている。
- 2 たとえば、本件新株予約権のハイアップ部分(行使価額修正決定前に存在する、行使価額が発行決議日の株式会社大阪証券取引所終値の130%という高い水準に設定された新株予約権の部分)と新株予約権株数変動部分(行使価額修正決定後において、行使価額及び対象株式数が修正される新株予約権の部分)に分割して評価している点について、法的に一つの権利であっても有利発行性の検討過程では経済的性質が異なる点に着目して分割して各々評価することも合理的である旨の評価が与えられている。
- 3 上記で例示したような前提条件及びロジックの検証の積み重ねの結果、本件発行において採用した算定方法の前提条件及びロジックに不合理な点は認められず、本件発行において採用した払込金額の算定方法に従って計算された払込金額は「特に有利な金額」には該当しない旨結論付けられている。

リンクレーターズは、本件発行に関し、新株予約権要項、割当予定先と締結予定の買取契約及び有価証券届出書等の作成並びに有利発行性に関する法的分析に関して、平成23年5月2日付けで当社と業務委託及びアドバイザー契約を締結しておりますが、恒常的に当社と顧問契約を締結している法律事務所ではなく、当社の経営陣から一定程度独立した者と評価でき、また、本件発行に関して割当予定先とも契約関係を有しておりません。当社としては、新株予約権の発行実務・オプション取引に関する知識・経験及び同種案件の実績並びにリンクレーターズによる当社における本件発行の実務担当者及び監査役への説明の様子等に鑑みて、リンクレーターズを本件発行に係る業務を担当させるに相応しい十分な知識・経験を有する者と評価し、本件発行における関連書類の作成及び有利発行性に関する分析等をリンクレーターズに依頼することを決定しました。リンクレーターズによる分析は、本件新株予約権の払込金額が、割当予定先の準備した価格算定資料における算定結果と一致することをもって有利発行には該当しないとするものではなく、当社が採用した算定方法における前提事実及びロジックが法的判断に耐えうるものであるかの観点から分析されている点で当社としては当該意見自体も信頼に値するものであると考えました。かかるリンクレーターズの法律意見を考慮の上、当社は本件新株予約権の払込金額が合理的であると判断いたしました。

会社法上の職責に基づく監査として、監査役全員がリンクレーターズから有利発行性に関する法的分析について説明を受けました。かかる説明を受けて全監査役で以下の各点を確認した結果、本件新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を当社監査役全員から得ております。

- ( ) 本件発行においては、新株予約権の発行実務及びオプション取引並びにこれらに関連する法律問題に関する知識・経験が必要であると考えられ、リンクレーターズがかかる専門知識・経験を有すると認められること。
- ( ) リンクレーターズは当社と顧問契約関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること。
- ( ) 当社取締役がそのようなリンクレーターズに対して有利発行性の法的分析を依頼していること。
- ( ) リンクレーターズから本件発行担当取締役をはじめとする実務担当者への具体的な説明が行われたうえで、法律意見が提出されていること。
- ( ) 本件発行の決議を行った取締役会において、リンクレーターズの法律意見を参考にしつつ本件発行担当取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること。
- ( ) リンクレーターズは、本件発行に関して割当予定先とは契約関係にない独立した立場で価格算定において採用されている前提事実やロジックが合理的であるか否かを分析し、新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとして株主総会の特別決議が必要となる場合に該当しないという法律意見書を提出していること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本件新株予約権は1個あたりの出資金額が固定されており、行使価額が修正されることに伴って新株予約権の行使により交付される株式数が変動する仕組みとなっているため、株価上昇に伴い行使価額が上方修正されれば交付される株式数が少なくなる一方、株価が下落した局面においては交付される株式数は増加するものの、交付される株式数は最大1,065,000株に制限されており、発行決議日現在の発行済株式数に対する比率は最大で20.0%と限定的であること(詳細については、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)乃至5 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権)」における各(2)新株予約権の内容等(注)2 本件新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(1)上限議決権数超過行使等の制限に係る合意」を参照)、本件新株予約権の想定元本10億円に対し、当社株式の過去1年間における1日当たり平均売買代金は157百万円であるものの、本件新株予約権は5回(1回あたりの想定元本は2億円)に分けられており、当社は当社株式動向や市場環境等を勘案しながら、回数ごとに行使価額の修正開始を決定する予定であることから、本件新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(注) 本件新株予約権の全てが、上限行使価額で行使された場合の発行決議日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は9.1%(潜在株式数に係る議決権数4,849個については、発行決議日現在の当社議決権総数53,231個の9.1%)となります。また、上限議決権数超過行使等を制限していることから、本件新株予約権の行使により当社が交付することとなる当社普通株式数の累計は、現時点においても上限1,065,000株となりますので、本件新株予約権に係る発行決議日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は、最大で20.0%(潜在株式数に係る議決権数10,650個については、発行決議日現在の当社議決権総数53,231個の20.0%)となる見込みです。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件新株予約権の発行は、上限議決権数超過行使等を制限することにより、本件新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと(本件新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大規模な第三者割当に該当しません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

本件新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。なお、割当予定先である野村證券株式会社の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当予定先が本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限である1,065,000株に相当する数量の新株予約権を行使し、行使により交付される当社株式を全て保有した場合の数値です。なお、前記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、当社は、割当予定先である野村證券株式会社が、割当を受けた本件新株予約権の行使により交付された株式を市場動向等を勘案しつつ売却する方針であることを確認しているため、割当予定先は割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号	14,500	0.27	1,079,500	16.90
ファストトラックイ ニシアティブ1号投 資事業有限責任組合	東京都文京区本郷四 丁目1番4号	290,000	5.45	290,000	4.54
ジャフコ・バイオテ クノロジー1号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ 内)	203,400	3.82	203,400	3.18
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海一 丁目8番11号	191,200	3.59	191,200	2.99
ジャフコ・ジー九 (ビー)号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ 内)	184,100	3.46	184,100	2.88
ジャフコ・ジー九 (エー)号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 (株式会社ジャフコ 内)	168,400	3.16	168,400	2.64
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加 賀町一丁目1番1号	147,100	2.76	147,100	2.30
オリンパス株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目3番1号	147,000	2.76	147,000	2.30
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	2.59	138,000	2.16
長谷川 幸雄	千葉県市川市	136,000	2.55	136,000	2.13
三菱UFJキャピタ ル株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目7番17号	120,000	2.25	120,000	1.88
計	-	1,739,700	32.68	2,804,700	43.91

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成23年6月30日現在の株主名簿及び平成23年9月13日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。



- 2 割当予定先である野村證券株式会社を除く株主の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成23年6月30日現在の所有議決権数」を、「本件新株予約権の行使により交付されることとなる累計株式数の上限である1,065,000株に係る議決権数10,650個を加算した数」で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」及び四半期報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年9月14日）までの間に以下のとおり追加がありました。当該追加箇所については\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は、下記に追加して記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成23年9月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[ 事業等のリスク ]

< 前略 >

(4) 財務状況に由来するリスク

< 中略 >

資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社はこれまでに第三者割当増資や株式上場に伴う公募増資を実施しましたが、今後さらに増資や事業提携の実現による開発中品目からの上市前の収益確保、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応してまいります。資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図ってまいります。収益確保又は資金調達、資金繰りの状況によっては、当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

また、将来増資を中心とする資金調達を実施した場合には、当社の発行済株式数が増加することにより1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、当社は、第11期（平成23年12月期）から第13期（平成25年12月期）における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金と欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金の調達を目的として、第4回乃至第8回新株予約権の発行を予定しておりますが、新株予約権の特性上、新株予約権者による行使が行われなければ当社が意図する払込みが行われず、実際の調達金額が予定された払込金額の総額を下回る可能性があります。

こうした事態が生じた場合、当社は、手許資金に加え、平成25年12月期までに獲得を目指している売上収入と公的助成金・補助金、及び平成24年12月期に獲得を目指している心筋再生パッチに係る共同開発契約一時金を充当することによって事業計画を遂行する予定ですが、これら売上収入、公的助成金・補助金及び共同開発契約一時金等を予定通り獲得できない場合等、資金繰りの状況によっては、当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

< 後略 >

## 2 臨時報告書の提出

平成23年3月29日開催の当社第10期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年4月1日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、長谷川幸雄、細野恭史、福原謙一、岡野光夫、木村廣道、清水忠一を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、山口十思雄を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、野田一雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案				（注）	
長谷川幸雄	30,202	44	0		可決（99.29%）
細野 恭史	30,201	45	0		可決（99.29%）
福原 謙一	30,200	46	0		可決（99.29%）
岡野 光夫	30,201	45	0		可決（99.29%）
木村 廣道	30,202	44	0		可決（99.29%）
清水 忠一					
第2号議案				（注）	
山口十思雄	30,172	74	0		可決（99.20%）
第3号議案				（注）	
野田 一雄	30,174	74	0		可決（99.20%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	平成23年3月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第10期第2四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

該当事項なし

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月29日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成22年2月9日及び平成22年2月24日開催の取締役会決議において新株式の発行を決議し、平成22年3月15日に払込が完了した。
2. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成22年2月9日開催の取締役会において、主幹事証券会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月9日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐 野 明 宏

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セルシードが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月29日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成22年2月9日及び平成22年2月24日開催の取締役会決議において新株式の発行を決議し、平成22年3月15日に払込が完了した。
2. (重要な後発事象)に記載されているとおり、平成22年2月9日開催の取締役会において、主幹事証券会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月9日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月 6日

株式会社 セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月 9日

株式会社 セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。